

## 厚生労働省との交渉

(敬称・略)

日時	2009年 4月22日(水) 11:15~12:20
場所	厚生労働省 1階 共用第4・第5会議室
参加者	老健局 老人保健課 企画法令係 川瀬 健太 老健局 老人保健課 介護認定係長 青木 健一 介護労働者の賃上げと介護事業の安定・発展をめざす共同行動実行委員会

## \* 概要 \*

4月22日、東京において<介護保険“追加助成”の実現で、経営の安定と人材確保を>のテーマを掲げ、以下のような内容で緊急要請行動がおこなわれた。本集会の趣旨・目的は以下のとおり。

- ①野党四党の「介護労働者賃上げ法案」の参議院提出、与党内における追加経済対策に「介護報酬再引上げ」を盛り込む検討等、介護報酬「再引上げ」の動きが強まった。
- ②各団体は、「3%の介護報酬引上げ」の決定においても、「国会審議によって再引上げを」の課題を設け、FAX要請や政党との懇談、業界団体への申し入れ、厚労省交渉等に取り組んできたが、今回の政府等の動きは、それらの要求と運動に実質的に応えるものとなっている。
- ③その点から、今回の再引き上げの動きを現実のものにするため、関係諸団体の共同による緊急行動として取り組む。

## \* 厚生労働省との交渉 \*

《 交渉事項 》 午前中におこなわれた厚労省との交渉は、以下の二点に項目を絞った。

- ①介護報酬の再改定、大幅引き上げを検討し、実施いただくこと。
- ②4月からの新基準での介護認定見直しを中止すること。問題点を明らかにし、必要な改善を図ること。

意見交換の内容 ( ◆ : 厚生労働省からの発言 ◇ : 共同実行委員会 参加者からの発言 )

## ① 追加経済対策に係る「介護報酬再引上げ」の検討の有無・検討状況・見通しについて

司 会 : 福祉保育労働組合 桑本

厚労省 : 老健局 老人保健課 企画法令係 川瀬 健太

□司会 : 今日は「介護労働者の賃上げと介護事業の安定・発展をめざす共同行動実行委員会」ということで、介護関係の団体が経営者と労働組合なども含め交渉に臨み、あらためての改善措置を図っていただきたいということをお願いにあがりました。

◆ : 本日はお忙しい中わざわざお越しいただきましてありがとうございます。

あらかじめ、今日の交渉につきましては要望書をいただいております。介護報酬の再改定について、さらに大幅な引き上げを検討して欲しいとの内容で頂戴しておりました。この件については、まずみな

さんもお存知のとおり、昨年10月30日に発表された生活対策の中で、福祉・介護の従事者の方々の処遇を改善するために3%のプラス改定をおこなうという内容が決定し、この4月1日に改定が実施されて、新しい介護報酬の体系がスタートしたところでございます。

まず、サービスを提供していただいたことに対して事業者さんにお渡しするものが介護報酬というものの性格でもありますので、介護報酬を引き上げることで、直接にそれを従事者の方に配分するという形はなかなか難しいのですが、我々としても「じゃ、無理ですね」と何もしない訳では当然なく、この1

3日には、処遇改善がなされているかどうかの調査を実施するための検討会がおこなわれたところがあります。これに関しては、9月くらいの秋あたりを目処に調査を実施したいとの方向を会議の中でも報告させていただいたところです。

また、その調査実施以外にも、雇用管理改善に取り組んでいらっしゃる事業者さんに対する助成も昨年の段階からすでに検討しているところです。

今回、4月10日に発表されました経済危機対策に関しては、現下の非常に厳しい状況を踏まえて、報酬改定ではないのですが、処遇改善をおこなっている事業者さんに対して助成をおこなうということが決定されたところでございます。

こうしたことを以って、まずは3%の介護報酬改定を着実に介護従事者の方々に結び付けていただくとともに、今回あたらしく発表された経済危機対策の中に盛り込まれた助成についても今後さらに詰めていき、それらを実施することで、今非常に大変だと思いますが…処遇が改善されていけばと我々も考えております。

今日は経営者の方々も見えているということですので、うちからこういったことを言っているのかわちよとわからないのですが、ぜひ処遇の改善に結びつけていただければということを職員も願っているところです。今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

□司会：ありがとうございます。もう時間がありませんので一つひとつのことを取り上げていくことはできませんが、要するに、3%実施の問題も加えて追加対策としての具体的な措置を検討しているということですね。

では、参加されたみなさんの方から、3%実施の問題、併せて追加対策をどういった中身で…というような要望を含めて、それぞれ積極的にご発言いただければと思ひますが、いかがでしょうか？

◇：すみません、確認をしたいのですが、川瀬さんの理解としては、今回の介護報酬の3%アップ、これが職員の賃金を含めて処遇の改善に十分な効果があったという認識ですか？

◆：「効果があった」というような言い方になりますと、まだ4月の段階ですし、まさに今、新しい報酬体系がスタートしてこれから請求をおこなうわけですね。改定されてからの報酬が事業者さんに支払われていないという状況もありますので、これからそういった面に関して、お金が渡った後に、処遇のほうはどうなっているのかということも含めて検証をさせていただきたいと思ひております。です

ので、今、私の方からは「十分だったかどうか」ということはなかなか申し上げにくいところがございます。



◇：もちろん結果はこれからですけど、この間、業界団体がこの問題についてコメントを出したり検討をされたりしていますよね。追加経済対策の内容についてもそうですし、3%そのものについても、当初厚労省が考えていた状況にはならないだろう、そのような判断が出ているかと思ひます。この間の介護保険制度の2回の見直し改定の中でマイナスになり、多くの事業者は「現実には赤字の穴埋めにしかならない」という話も出ています。厚労省としてそういった認識があるのかどうかを伺いたひたいのですが。

◆：2回のマイナスについては、確かに15年・18年とマイナス改定が続きました。それについては、その時々、保険料の上昇をなるべく抑えたいという意図もありますし、その時々、経営の状況を含めて制定をさせていただいたということがございます。

今回の3%というのは、あくまで処遇改善、現在、非常に大変な状況になってしまっているということがありますので、それに対してどうにかしなければいけない、その一つとして介護報酬を引き上げることがおこなわれました。それによってまずは事業者さんに対しておこない、それが結果的に処遇の改善につながるということになっています。

そして3%という数字についてですが、18年の改定以降、単純に物価のあがりなどを含めてみると、その伸び率が1%弱しかあがっていない状況ですが、そうした中で我々としては3%でやらせていただきました。ですので、決してこれを以ってして「足りない」という認識ではないのですが、ただそれだけではなかなか今の経済状況も非常に厳しいものがあるかと思ひます。報酬改定まで結びつけて

いただきたいとは思いますが、さらに冷え込んでしまった経済情勢に対応して、今回の4月10日に出した経済危機対策の中で追加的にやるということにさせていただいたということでございます。

◇：繰り返しますが、3%の具体的な効果はこれからですけど、それだけでは十分な効果が期待されないということで、再度追加で経済対策を…という理解でよろしいのですか？

といいますのも、3%の改定についても、なぜ底上げ要求しなかったのか、なぜ加算方式になったのかというのがわれわれ経営者の立場なんですよ。具体的に計算しても、それが職員の賃金の問題に波及しないとはじめからわかっていたのに、それをなぜ加算にしたのか。加算では、すべての事業所に、平等に介護報酬が出るわけではないですよ…「どこの加算をとるか」という話になるわけですから。だから、結果的にあの3%では労働者の賃金等には波及しないということが見えていたと思うんです。厚労省でもそういう話をされていたんじゃないかと思うのですが。

◆：そうですね、確かにおっしゃるとおり、介護報酬を3%あげるだけでは直接にはいかないかと…。

◇：ですので、底上げ要求しなかったことであらたな問題が起きているのは事実だと思うので、そのことを前提にしてこの問題を話したいんです。介護報酬のさらなるアップをしないことには、厚労省が「職員処遇のために」と言っていた本来の効果にはならないと思うんですが…。そうした入り口のところでの認識を確認したいと思ひまして。

□司会：後の方でもまたあらためて聞きたいと思いますが、他の方でどうでしょうか？3%だけじゃなくて、追加的に、具体的な措置に入るといふ検討に入っているということですね。

◆：そうですね。

◇：検討会の中身についてお願いをしたいんですが、3%の引き上げで賃金が上がったのか下がったのかという、それだけの大雑把な調査にはなっていないと思うのですが、未だに春闘をあきらめずに話し合いをしているところもあるのですか。今回の改定で3%の賃上げ、あるいは全体的な底上げは難しいと思いますので、事業所によっては、たとえば賞与だけを少しとか健康診断だけを実施するとか、その労働環境のどこかでの改善というのもあるんですね。ですので、幅広く検討のチェックをして欲しいなど

いうのがお願いです。

◆：まさに今おっしゃられた「賞与をあげる」という対応があり得るといふのは、前回の委員会の調査においても、委員の方から出されたところですよ。具体的な調査のやり方については、これからどんどん具体的に進めていく過程にありますので、そういったことを踏まえて調査をさせていただきたいと思っております。

◇：簡単に質問をさせていただきたいのですが、一つは、「今回の3%改定については処遇改善に使える」といふ明確な厚労省としての通知やそういう指示が文書として発行されるのかどうか。交渉の場面ではそういう話も出ているのですが、現場での対応は違ってきています。

もう一点は、追加経済政策なり3%の問題も含めて、「介護労働者の賃金をどこまで引き上げるのか」といふガイドラインなり指針なり、あるいはそこまですべていなくても、それに対する省内や局内の目標設定があるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

◆：通知が出されるかどうかについてですが、これは事業者さんの経営者判断ということもありますので、なかなか国から事業者さんの経営判断を縛るような形で「3%の改定を全部処遇改善に使える」といふようなことは難しいかと思ひます。

◇：交渉の場では回答していますよね「賃金を上げるための介護報酬改定です」と。それを出すのがなぜ駄目なんですか？

◆：主旨としてはもちろんそうなのですが。

□司会：もうちょっと追加して聞きますが、では、「経営判断で赤字の補填に回す」といふことでもいいと言っている意味なのですか？それはしょうがないということですか？

◇：経営のご判断ですから、そういうことも出てき得るとは思ひます。

□司会：目的外使用ということになりますよね。

◆：うーん……。

◇：そこら辺をはっきりしないと、私たちの賃金はあがらないということをお願いしたいんですよ。

◇：事業者を縛っているのかという話も出ましたけれど、タクシー労働者の時は、国土交通省はプレスリリースでちゃんと出しているんですよ「タクシー労働者の賃金改定のために使うという目的で今回あげることを認可しました」という内容で。

ですので、別に通知が難しいのであれば、そういう形で刷新をしてくださいよ。



◆：今回の介護報酬改定に伴って、当然介護給付費分科会でご議論いただきましたが、その審議をまとめたところに「処遇改善を図るために改定をする」ということは書かせていただいているはずですよ。

◇：そうですね。でも、徹底はしていませんよね。徹底しないと困るのではないですか？

◆：なかなか、やはりそこはちょっと・・・。

◇：生協労連から参加したものです。生協では48の生協で事業をしていますが、そのうち27ヶ所が生協労連に加入をしています。実態をいいますと、今回の3%の改定が賃金に回されたのは3つだけで、宮城県と千葉県と広島県だけです。主旨に沿って改定で増額になる分は全部賃金にあてたという内容ですが、宮城県では5千円、広島県でも5千円、千葉県では一番多くて1万円です。他のところは赤字だからということも含めて全然解決されていません。

生協の経営者は真面目ですよ。主旨というのを受け止めてはいるものの、「やりたくてもやれない」というのが本音です。だから3%で効果があったのかということについては、このことを見ても「効果がなかった」ということがこの事実ではっきりしていると思うのですが。追加の4000億円についても人件費に回すということも含めて、厚生労働省としてちゃんとそれを指導して欲しいと思います。

◆：繰り返しの話になってしまって非常に申し訳ないのですが、この3%の改定についてはまさに、今

どのように処遇改善に結びついたのかということの調査を検討している段階であるということですね。

そして、その結果を踏まえてどのようなことをしなければいけないのかということも考えていく予定にしております。

追加の4000億円についても内容を詰めているところです。ちょっと部署が違うという言い方はおかしいのですが、そういったご要望があったことはきちんとお伝えしておきたいと思います。

□司会：先ほどの二つ目の質問についてですが。どのくらいのところまでの目標があるのかということをお聞きしたいのですが。

◆：目標設定をするという意味では、どこが望ましい水準なのかということを決めるということだと思いますが…他の産業でもいろんな職種があり、賃金水準もいろいろとある中で、「介護についてはこれくらいだ」ということを国としては申し上げにくいところもありますので、それについてはうちから「何十何万円まで引き上げる」ということは明確にはできないですね。

□司会：介護職員処遇改善交付金、これは仮称のようですが、これを各自治体に対して発信する際に、目的についてこのような表記がありますが…。【他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう…】というようにありますよね。

ここにある「他の業種」とはどのような意味ですか？たとえば医療業種のことでいいですか？

◆：おそらく一つの目安というか…、先ほど読み上げてくださった部分を実際に考えて配分される上で、そういったことがあるというような意味ではないのでしょうか？

□司会：だとしたら、他の業種との格差が今どれくらいあるか。全産業一般、全体と比べてみてもいいですけど、これは分科会の中でも出されましたよね。たとえば男性の場合ではどうですか？

◆：これは分科会の資料でも出ておりますが、全産業の平均で申し上げますと10万円以上になるでしょうか…37万円とかいう数字がある中で…。でも、勤続年数等の影響もありますので、一概にこれをもってどうこうということは言い難いとは思いますが、実態としてそういったことはあることがあります。

□司会：だから十数万あるということですよ。

◆：いえ、それは雇用形態や勤続年数などいろいろとありますので…。

◇：現場の実態をみてくださいよ、数字でも出ているんですから。現場ではあの給与では食べることができなくなって辞めていく人がどれだけ多いか…。そのために介護崩壊が起きているんですよ。どうするんですか。

◆：ですので、まさに今回の3%の改定であるとか、そういう…

◇：だから目標を持ってくださいよ。これだけにしますとか、ここまであげますとか。そこがはっきりしないのに現場の人に励ましを与えるものにはならないんじゃないですか？

◇：じゃ、仮に今度の9月の調査であがっていなかったとなったら再改定ということがあり得るんですか？

◆：再改定については、保険料の水準にも影響してきますので真重に議論していかないとはいけませんが、仮に今回の3%の改定では大変だったということがあれば、再度どういったことをしなければならぬかということを検討させていただきたいと思います。

□司会：時間の関係で不十分なところもあるかとは思いますが、要するに3%では不足だから、あらためて追加経済対策の中において総額4000億を使ってもう一ランクあげるということですよ。

◆：いえ、不足ということではないですね。

◇：不足だからあげるのではないんですか？

◆：不足かどうかは当然見てみないとわからないわけですから。

□司会：では、こういうことですか？10月1日に実施が予定されているけれども、9月の調査の結果如何で十分足りていたら、せつかく予算化したものを使わないという意味ですか？

◆：そういうことではないです。経済対策については、いま全世界的に非常に景気が悪化してしまっている中で、国として何とかしなくては行けないとい

う意味ですから。

◇：でも、目的のところこう書いているじゃないですか？【21年度介護報酬改定（+3%）によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め】…と。要するに3%では賃金格差は埋まらないから、【介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行う】ということではないのですか？

◆：不足ということではなくてですね、それだけではどうか…報酬を上げただけでは、なかなか処遇改善に直接的に結びついていかない部分がありますので。3%でプラスになった部分をどんどん従事者の方々に回していただくという主旨で今回のものもあるということです。決してそれは不足だったということではありません。

◇：では今度は、3%はどこに使ってもいいという話になるのではないですか？

◆：それは経営判断になってしまいますので…。

◇：今日の話の主旨は、実質3%ではどうにもならないということがあるかと思いますが、仮に3%アップを仮定したとしても、どれくらいしか給与が上がらないということは中学生だってわかる話だと思いますよ。半年間という時間をかけて調査なんてしなくても、この改定で今の離職率がストップすると思いますか？そのあたりの見解を聞かせて欲しいと思います。

◆：辞められる背景はいろいろとありますので一概にどうということとは言えませんが、少なくともお金のことで困って辞めるということは一定程度歯止めがかかるのではないかと思います。

◇：一定程度というのはどれくらいを指していますか？

◆：それは実際に蓋を開けてみなければわからない部分はありますが…。

◇：今3%とおっしゃいましたが、仮に全部それが賃金に跳ね返るとしてですが、15万円ほどをもらっている施設で働いている人については、きっとそれなりにみえますよ。

でも、今一番多いのが登録ヘルパーの訪問介護なんです。今、どんどん条件が悪くなってきていて、



この人たちは月に5万がいいところですよ。全部3%分があがったとしても1500円ですよ。ところが現実にはゼロです。しかもその上に低所得者層の多い地域というのは加算を取れません。この加算というのが曲者だったんですよ。どこにでもあげるのであればいいですけど、加算なんてややこしいことをするので、「これをとれば利用者が払えなくなるから…」と加算を取らないんですよ。そういったことをどこまでご存知ですか？

今度の補正の中ではいろんな条件をつけずに、本当に賃金だけということやって欲しいと思いますね。

◆：補正に関してはまた今後検討を進めていくことになると思いますので、また補正の計画のものにも今おっしゃっていただいたことをちゃんと伝えておきたいと思います。

□司会：時間の関係もありますので、他の方で何かあるようでしたら発言いただきたいのですが。

◇：実態として、賃金関係についてはうちの組合の中でも一割しかあがってないですね。その一割の上がり方についても500円から10,000円の間ですね、10,000円といっても幾つかしかありませんが。こういったことを認識していただければと思います。

それと賃金水準の話が出ていましたが、私どもは賃金構造調査を見てデータを出しましたが、年齢別に見ても少なくとも4万・5万～8万くらいの差があると思うんですね。平均ではなく構造的にみても。そこら辺のところを考えたら賃金の引き上げは最重要課題ですぐにも引き上げをというのが委員会の議論でしたよね。この実態になっていないということをはっきりと押さえていただきたいと思います。

□司会：最後、経営者の方からも発言をしていただきたいと思います。

◇：大阪の特別養護老人ホームで施設長をしております。

今回の処遇改善交付金に3年間という限定の期間がついているということで、経営の立場からすると、そこまで思い切って踏み込めないというのが正直な気持ちです。

それと、今回介護職員ということに限定をされていますが、介護現場に従事している専門職というのはたくさんいます。特に私たち老人ホームの場合は、調理の職員であったり看護師であったり、そうした職員が連携して高齢者の生活を支えています。その

中で介護職員に限定するというはどうしても納得がいかないところ。そのあたりを解釈のところでもう一度考えていただければと思います。



◇：福保労ですが、兵庫県の数ヶ所の回答を集めてきました。現在まだ団体交渉中で「施設を新しくつくったので定期昇給はない」という職場や、給与の引き上げがなくても報酬だけはあがっていく職場もあります。

ちなみに私はヘルパーをしていますが一円も給料は上がりません。法人は「焼け石に水になるので回すお金はない」とはっきりと言っています。3%ではやっぱり私たちには回ってきません。

それと、前々回の交渉でしたか、担当の方は代わっていますが「従事者に回すということ指導する」ということをはっきりおっしゃっていただいたんですけども…。

□司会：ほか、いかがでしょうか？

◇：うちの事業所でも賃金はあがりません。

今回、一番問題だと思うのは、まず4000億円の部分でいえば3年間の時限装置がついていて、その後は保険料に転化されるんですね。そうなれば利用控えが出て、事業者とすれば賃上げに二の足を踏むのは当然だと思うんです。ですので、今の報酬システムそのものを変えて、利用料・保険料に転化させない形をつくっていかない限り永遠に付きまとう問題ですので、その辺りを再考いただければと思います。

あと、私は共働きで介護職をしているのですが、介護職は病気にすらなれないんですね。もしこの先に親の介護が必要になっても介護はできませんよ。介護職が自分の親の面倒もみれないくらい、僕らの給料って低いんですよ。労働条件って悪いんですよ。ですので、みなさんもおっしゃっていましたが、やはり利用者に跳ね返らない形で介護報酬の底上げをしていかないと、本当に介護職はいなくなりますよ。

毎回これは言っていますが、この深刻な問題を改善していくにはそのこのところをきっちりしていただく意外に方法はないと思います。以上です。



□司会：最後に確認を含めてまとめますが、一つは、3%の引き上げ効果の検証については9月、秋ごろということでよろしいでしょうか？

◆：そういった形で集約をさせていただきます。

□司会：二つ目、3%については、必ずしも不十分だとは思っていないけれども、この効果が十分発揮される上でも、あらためて追加的な財政措置を考えるという、そういう考え方でいいですね？

◆：はい。

□司会：三つ目、追加財政補助に関しては介護報酬の引き上げではなく、交付金でおこなう、この三点でいいですね。

併せて、こちらからの要望についてですが、追加財政措置については、この3年という期限を外していただきたい。これは引き続きご検討をいただきたいところです。

それともう一つ、介護職員だけという限定をしないで全職員を対象にしたものにして検討すべき・具体化すべきだ、これが二つ目です。

三つ目は、3%の問題、あらためての交付金のことも含めて、これが人件費いわゆる賃上げにきちんと反映するような具体的な措置について引き続き、誠心誠意検討していただきたい、これら三点を受け止めていただけますでしょうか？

◆：それは当然です。

◇：では、よろしく願いいたします。

時間が超過をしてしまいましたが、一つ目の交渉をこれで終わります。ありがとうございました。

引き続き要介護認定の交渉に移ります。

## ② 「要介護認定新基準」の見直し問題について

司会：福祉保育労働組合 桑本

厚労省：老健局 老人保健課 介護認定係長

青木 健一

□司会：それでは引き続きはじめます。二番目の要介護認定新基準の問題については、中止を要望すること点で事前に提出しておりますので、その点についてご回答をお願いいたします。

◆：老健局老人保健課の青木と申します。よろしくお願いいたします。要介護認定の関係で回答をさせていただきたいと思います。

今回の見直しにあたりましては、調査項目の記載方法の変更、調査項目自体の見直し、コンピューター判定に用いるデータの更新等の見直しをおこなっております。今回の見直しにあたっておこなった検証の結果によりますと、あらたな認定方法によっておこなったモデル事業等の結果では一律に軽度判定されるわけではないとの結果が出ております。

また、市町村におきましては、すでに新たな要介護認定の方法で対応をしております。現時点での大きな方針の変更というのは、かえって利用者の方にご迷惑をおかけすることになるかと思えます。しかしながら、その見直しに際しましては、利用者の方などに不安が生じないようにすることが重要であると考えております。

この認定の方針につきましては検証をおこなう予定にしております。先日の4月13日に要介護認定の見直しにかかる検証検討会を開催しました。その中でも経過措置のこともお示ししまして、利用者の方に引き続き安定的なサービスを利用いただくという措置として当該措置をおこなうこととしたところでございます。

◇：最後のほうがちょっとわかりにくかったのですが…もう少し詳しく説明してもらえますか？

◆：経過措置の中身についてですか？

これについては、検証をおこなうとなっていますが、検証が終わるまでは利用者の方に引き続き安定的にサービスを提供するという観点から、本人の希望によって、見直し前の要介護度に戻すことができるという内容です。同じく13日の日に都道府県を通じて発信をしたところでございます。

□司会：要するに、新要介護認定基準については、すべて撤回をするということはないけれども、その結果の検証をまずはやりたいということですね。そして、その検証結果が出るまでは、経過的な措置として、新しい認定基準の中で要介護認定が軽くなった方についても、本人の希望によって従来の要介護度をそのまま使うことができる、こういう措置をとりたいという内容でよかったですでしょうか？

◆：はい。

□司会：おそらく参加者の中でも幾つか言いたいことはあるかと思うのですが、なぜこんなにいろんな問題が出ているにもかかわらず、新しい基準については撤回・廃止をしないのですか？

◆：それは、今回の目的としましては認定のばらつきをなくすですとか、最新の介護技術の……

□司会：それについては、その目的自体が嘘だということがわかったんですよね？別の目的が基本的に設定されていたということがわかったんですよね？

◆：別の目的といいますと？

◇：要するに、それはどうやって費用を軽くするかという、サービス総量をどうやって減らすかという…。それは国会の中でも出ていましたよね。

◇：青木さん、これ、ちょっと買いにくいかなと思うんですが「週間女性」という雑誌なんですけど。(青木氏に手渡す／記事のタイトルは【残酷！＜介護切りの実態＞！！厚労省内部文書(秘)入手】)

「入手・丸秘」と書かれていますよね。これは労働組合が出したり、各団体が出している記事ではないですよ。こういう問題が明らかになったんですよ。

◆：これはですね、あの…国会でこういう資料を議員が提出したという内容ですよ。

◇：その事実を認めて、現実に財政措置を含めたところにシフトしているというのが明らかになったんじゃないですか？

◆：いえ、これはあくまでも内部検討の……

◇：いや、内部とか外部とはそんな問題ではなくて。要は総額抑制だったということだったんですよね？

◆：いえ、そういう意図はまったくなくてですね…。(※参加者一同より不満の声が漏れる)

◇：そういう意図がないということではなくて、ちゃんとメモも残されていたんですよね。

厚生労働大臣が文書でも回答しているものに対して、あなたが勝手に言ってもいいんですか？それが明らかになっているのは事実なんですから。だからいろんな問題が起きてるんですよ。

◇：もう大臣答弁も終わってるんだから、この問題はパスしたらいいんじゃないですか？

□司会：バラつきがあるからそれを手直ししなきゃならないというのは、それまでずっとあなたたちが言ってきた表向きの口実だったということが、この間の経過の中で明確になったんですよ。そのことは、あなたにも認めてもらう必要があるんですよ、大臣も認めてるんですから。

◆：いえ、それは……。

(※参加者より不満の声が漏れ、場内ざわつく)



◇：あの、私、石川県の金沢のやすらぎホームから来ました。場所によっても異なるかと思いますが、金沢の場合は、認定の依頼はほとんどケアマネジャーにおこないます。2月にいろんな説明を受け、テキストを見て「なんや、これは!？」というのが印象でした。



やすらぎホームでも当てはめてどれくらい変わるのかということを実際におこなってみました。私は入所の部門ですので、39名の方を一時判定だけですがおこなったのですが、そのうち13名の方が軽くなり、15名の方は重くなりました。15名の方については利用料が増えるということになりますし、軽くなるという人は、入所であれば負担は軽くなりますが、これを在宅にあてはめれば、すぐにサービス自粛になりますよね。この間もデイの利用者が要介護度3の方が1に変更になったというケースがありました。経過措置をしますということにはなりましたが、その説明でさえ今からですよ。それは大混乱になりますよ。金沢の場合でいえば、安定していれば2年間そのままのなんです。今のままならそんなに混乱は起きないですよ。



□司会：その方が混乱をしないということですね。

◇：大阪の特別養護老人ホームで施設長をしておりますが、4月17日の経過措置についてのクエスチョン5のところで、「凍結していることと同義ではないのか」ということが出されていて、「かえって利用者にご迷惑をおかけして、現場に混乱を引き起こすことになる」というような回答が出されていますけれども、この新制度に切り替える方がよっぽど混乱すると思いますし、実際現場でも混乱しています。

利用者の方はもちろんそうですし、事業者の立場からみても、この介護度は大きな影響を与えるものになりますので、バラつきを失くすのであれば、今の制度や基準の中で修正をしていくのがベターだと思いますので、この新基準は廃止・凍結すべきだと考えます。

(※参加者より「そうだ!」の声)

それと、もう一点あるのですが、経過措置で軽く認定されている方にも従前の介護度で通知が来ることですが、実質的に利用者の方には「介護度が下がっているかもしれない」ということは通知されないわけですよね?それは市町村のみが知って、

市町村から厚労省にデータがあがっていくということですよ。

ですので、この検証期間が終わった段階でもいいので、利用者の方にも知る権利はあると思いますから、それは通知すべきではないかなと思っています。

□司会：いかがですか?

◆：確かに結果通知書には最終的な結果しか入らないのですが、審査会でおこなった結果と違う旨があれば、それはやっていただいた方がよろしいのではないかと考えます。

◇：審査会の中では、そういう従前より軽くなった人の結果というのはどう取り扱われるのですか?

◆：記録としては残していただいて、それは検証にも使いますので。

◇：検証として使うということですね。では、利用者の方は知ることができないということですね?

◆：通知には最後の分しか入りませんが、併せてですね、その旨もおっしゃっていただくことがよりベターだと考えています。

□司会：他にどうですか?

◇：この4月以降のことで、夫が75歳で妻が72歳、障がいがある子ども3人暮らしをされている方の話です。この方は、介護保険がスタートしてからずっと車いす生活で、要介護3のまま来ていましたが、それが今回要支援2に一気に変えられました。

この判定によって、奥さんの様子が精神的におかしくなっていました。これまでずっと介護をしてきた奥さんの方がまいってしまっただけです。

その後、区に聞きに行った際には、「今度の認定であれば、あなたのご主人は要介護1くらいにしかありませんよ。今までの要介護3は無理ですよ」ということを言われ、その上、「要介護1と要支援2では中身はほとんど変わりませんね」ということまで言われ、ますますショックを受けて帰ってきました。結局今まで利用してきたヘルパーやデイやショートはほとんど使えなくなるんですね。しかも大人にもなる障がい児を抱えていますから、この奥さんもすごく大変でこういう精神的におかしくなるような事態になってしまったんだと思います。これが今度の認定の問題によって起こっている一つの事例です。

それと、もう一つの例はケア付きの介護住宅に住んでいる方のケースです。これまで午前と午後にお

むつ交換と全身清拭で1時間ずつ入っていた方なのですが、これが30分ずつに減らされました。これは誰が考えても無理だと思うのです。

それで、ここに入っているヘルパーが「できない」ということを事業者に言ったら、担当者は「じゃあ、明日からは、午前に入ったときに上半身の清拭とおむつ交換をして、夕方入ったときには下半身とおむつ交換をしたらいいんじゃないか」という指導でした。「これをやらないと事業所として困るんだ」と言われたヘルパーもいます。

個人の住宅などでは、厚労省がというような設備などは整っていません。湯沸かし器も何もなく、お湯を沸かすところからはじめないといけないお家もたくさんあり、まずはそこから作業をはじめます。そうしたきめ細かいケアが必要なんです。

今回のことでこうした問題がもうすでに現れてきているんですよね。

□司会：いかがですか、こういう実態を実際に聞かれていますか。

◆：個別のケースですよ。

□司会：新しい基準自体は適正な基準だという風に、少なくとも青木さんは思っているのですか？ただ、やり方の問題として課題があると。

◆：それは先ほどの検証の結果を見てもそうですし…最新のケアの状況を踏まえた介護の手間を反映しているものに見直すという目的でございますので…

◇：じゃあ、なぜ経過措置が必要なの？

◇：あの、さっきチラッと小さな声で「個別のケースですよ」ということが言われましたよね。

◆：あくまで事例なので、実際に私はその状況を見たわけではございませんので……

◇：じゃあ、事実かどうかは横に置いたとして、あなたが信じられないのならば信じないでもいいですが、個別のケースだという気持ちがあなたの中にあるんじゃないですか？

そういう介護保険のサービスの事例によって起きた問題に対応するということが制度ではないんですか？こういうケースが今回のことでたくさん起きているということは、先ほどの雑誌にも載っていますよ。ここには、すでに特養からの追い出しがはじまるとも書かれて、さらに拍車がかかるという指摘までありますよ。その問題意識は持たないんですか？

◇：担当者が「適正だ」という風に思ってるんだら、これは問題ですよ…。

◆：でも、今回の見直しでわれわれとしてはそういう意図はありませんので…

◇：じゃあ、なぜ経過措置が必要なの？

◆：制度もはじまったばかりですし…  
(※参加者より不満の声が漏れ、場内ざわつく)

◇：ぜんぜん現状を認識していないんじゃない？

◇：今Q&Aを持っていますか？5のところを見てもらったらわかると思いますが、そこにどう書かれていますか？「制度がはじまったばかり」みたいなことが書かれていますか？「利用者等に不安が生じないようにすることが重要であると考えており」「今回の要介護認定方法の見直しに際し、利用者が不安を抱くことのないよう」というような回答が出されてましたよね。老健局長が文書にして都道府県に出したんですよね？そういういろんな問題が起きているという認識ですよ？

◆：そうですね、利用者の方に不安が生じないようにするということが今回の経過措置の目的でございます。その間に、われわれの方としても検証をおこなうということでございますので。

◇：検証は事前のモデル事業で済んでいるんじゃないんですか？

◇：その結果を踏まえてこのQ&Aが出てるんじゃないんですか？こんな大事な問題をそんな風に回答されたら困りますよ。

◇：混乱をきたすということで経過措置を置くことがこのQ&Aにも書かれているんですから、今日みなさんから発言があったように、凍結・中止するのが一番なんですよ。青木さんはそういうふうには思いませんか？

◆：凍結することによってかえって市町村の方にもご迷惑がかかりますし……  
(※参加者より不満の声が漏れ、場内ざわつく)

◇：これからまた、周知するために研修するとかいうことが予定されていますよね。研修のためにいろんな費用も要るし、それこそ利用者さんにはもっと

迷惑をかける事態になるんじゃないですか？

そういうことがないように、この問題について当面凍結したらいいんじゃないですか？今だったらまだ間に合うんじゃないですか？

□司会：もちろん、青木さんの判断でできるものでもないと思いますが、でも、今こうしてみなさんからいろんな意見を聞いた中で、青木さん自身がどう思ったのかということは非常に重要なことだと思うんですよ。窓口としてもですね。「自分もそう思う」ということで対応していただくのと、しかし、上の方からも言われるし…ということで、「これは適正で、誤りがない」と思っておられるのと、ぜんぜん違うんですよ。

たとえば「介護にどれだけ人手がかかるかによって要介護度を認定することが必要だ」と先ほどおっしゃいましたよね。

◆：要介護認定というのは、その方の介護にどれだけ時間がかかるかという意味ですね。



□司会：その判断があるにもかかわらず、寝たきりであれば自立だという判断も出てくるんですよ。寝かせきりで手がかからないからと。でも、介護というのはそういうものじゃないですよね？

◆：寝たきりの状態が自立というのは、調査項目の一つの選択肢の部分で、介助の方法を問うところの調査項目になりますので。ですので、介助がされていないという意味ではありません。

◇：でも、そういうことが反映するんじゃないですか、診断の中に。点数に。

◆：そういう状況の特記事項に書いていただきまして、それを二次判定でまた勘案していただくということです。

◇：問題があれば二次判定で是正されるということをおっしゃっていましたが、結果的には、数百件に及ぶようなことを二次判定の中で一つ一つやっていく時間がない、そういう状況ですよね？

◇：今、「二次判定で変えることができる」ということをおっしゃっていましたが、確かにこれまでも数としては少ないですが二次判定で変えるということはありませんでしたね。でも、内部文書を読むと、そもそもこの二次判定で変えることをやめたから、この認定システム自体を変えようということになったんですよ。

そもそもそこがおかしいのではないかなと思うんです。ですので、まずは一度この新認定方式を中止してもらって、従来の認定方式でおこなって、もちろん検証するのはいくら検証してもらっても結構ですけど。

前の認定方式が全部いいと言う訳ではないですが、でも、現に要介護度が下がって介護が受けられない人が出ているのですから、まずは中止をして欲しいと思いますね。

それと、新規に要介護認定を受ける方はこういう経過措置を受けられない訳ですよ。ですので、ぜひとも上司の方も含めて、そうした意見がいっぱい出ているということを持ち帰ってご検討いただきたいんです。

◆：当然こういう場に出た意見は上司に伝えます。この時点で中止という風になりますと、各市町村などですでに認定のことなどは進めておりますし、システムを組んでいるところもあって、それらを変えなくてはいけないこともありますので、それがかえってご負担をかけてしまうこともありますので……

◇：市町村のシステムで利用者を犠牲にするんですか？それは行政の側の言い分ではないんですか？

さきほどのケースの、要介護度3から要支援2に下がった方はどうするんですか？利用者さんはどうするんですか？

◇：利用者さんも家族もみんな生きていますよ。心があるんですよ。その心に対してのケアというのがこの介護保険ではすごく大事なんですよ。

青木さんの考えだと、本当にロボットかなんかがすればいいだけの介護ですよ。人間が人間を介護しているんです。まずは青木さん自身にそのことを認識して欲しいですよ。

◇：青木さん自身は、新認定については問題あると思っているんじゃないですか？そこをどう思ってい

るんですか？みんなが怒って言っているのはそのことなんですよ。

□司会：まったく問題はないと思ってるんですか？

◆：それは、モデル事業等の結果からでは……

◇：じゃあ、問題が出ているという認識はしているんですよ？経過措置が出ているくらいなんですから、そこは一致できますよね、問題が出ているということに対して。

◆：…まあ、そういう切り替えのタイミングなので、そういう混乱や不安があるとは思っています。  
(※参加者より不満の声が漏れ、場内ざわつく)

◇：いや、下がっているということも含めて問題が起きているんですから、とりあえず下がる分は経過措置ということになったわけですよ。それはそういう問題が起きたので出てきた話ですよ。

◆：それも踏まえて検証をおこなった上で、必要があれば見直すということもあり得ますので…

□司会：どうも理解できない部分があるんですが、青木さんが「問題ない」と考えているとすれば、今回の経過措置をおくこと自体がむしろ問題だと思っているということですか？

◆：モデル事業等の結果からみれば、極端に軽度になるという率もありませんので……。ですので、検証させていただきましてその結果によってまた見直しということもあり得ますので。

◇：経過措置をとる必要はないんだけど、上司に言われたのでやっているということですか？

◆：今は切り替え時の不安などですね……  
(※参加者より不満の声が漏れ、場内ざわつく)

◇：この間、寝たきりの人を自立にしたり、途中で全介助に変えたりとしてきたじゃないですか。途中で方針を変えてるわけじゃないですか。そこには問題があったから変えてきているんですよ。

◆：その点につきましては意見がありましたので、それを踏まえて。

◇：それは個人的意見なんですか、それとも省内局内全体的な見解ですか？もし後者だとすれば、これは

もう一度国会で取り上げてもらう必要があるんじゃないかと思うのですが。

◆：今回の見直しの主旨としては、最新のデータに基づいて、認定のバラつきをなくすということがありますので、この主旨自体については、われわれは間違っていないと思っています。

□司会：主旨自体という話ではなくて、新しい認定基準について、「これは適正で、本来問題はない」という立場が局内全体で統一した意見なのかどうかを確かめて聞いているのですが。

◆：それを踏まえて検証をさせていただきまして、必要があれば見直しさせていただきたいと思います。

◇：だから、もうすでに混乱が起きているわけですから、中止して検証をして欲しいとお願いをしているのですが。さきほどの、要介護度3から要支援2に下がった方のことは問題だと思わないんですか？

◆：それについては、状態が変わらないけど、そういうことが起こっているのであればですね…。

◇：「あれば」ではなく、実際に起きているんですよ。起こってるんですよ、現場では。  
(※会場には「これ以上話しても…」という空気。不満の声が続き、交渉の雰囲気が完全に崩れる)

□司会：では、もう時間がないので今日はこれで終わりますが、今日のこの内容については、あらためてマスコミに訴えて抗議をしたいと思います。  
(※この言葉で一旦終了。個別に話がはじまる)

◇：本当にいいんですか、これは大事なことですよ。

◆：100%完璧だとは思っていないんですが、見直しの主旨自体は間違っていないと思っていまして。

◇：問題を認めてないという理解でいいんですか？

◆：いえ、そういう意味では決してないんですが。

◇：だったらそのことをみんなに伝えないといけないんじゃないですか。

◆：なので、それを踏まえて検証をおこなっていきたいと考えておりますので…。

以上